



共通調剤包装単位コード(GS1)付番製品のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび医薬品医療機器等法の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の公布によって医薬品等を特定するための符号（バーコード）を容器等へ表示することが法律で義務化され、2022年12月1日から施行^{※1}されます。本符号は製品の取り違え事故防止やトレーサビリティの確保、流通の効率化などを目的としております。

調剤包装単位は原則、販売会社毎に異なる特定用符号を付番することとされておりますが、下記製剤につきましてはPTPシートデザイン・特定用符号が併売会社と同一^{※2}となりますので、ご案内申し上げますとともに、調剤包装単位による商品コード管理に際しましては、ご留意いただければと存じます。

今後とも弊社製品に尚一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

製品名	調剤包装単位	調剤包装単位コード	製造販売元	販売会社 (併売会社)
エバスチンOD錠5mg「ZE」	10錠シート	(01)04987104560219	全星薬品工業 株式会社	サンド 株式会社
エバスチンOD錠10mg「ZE」	10錠シート	(01)04987104560318		
オロパジン塩酸塩錠2.5mg「ZE」	10錠シート	(01)04987104556014		ニプロ 株式会社
オロパジン塩酸塩錠5mg「ZE」	10錠シート	(01)04987104556113		
ピーエイ配合錠	10錠シート	(01)04987104521319		

※1 医政産情企発0913第1号、薬生安発0913第1号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知「医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について」

※2 令和4年9月13日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課、医薬・生活衛生局医薬安全対策課 事務連絡「医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等に関する質疑応答集（Q&A）について（Q&A 18）」

以上